

第103回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結計算書類
連結注記表
- ・ 計算書類
個別注記表
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

セントラル硝子株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」は、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。
(<http://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>)

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、執行役員制度を導入することで、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的に開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実する。
当社の取締役会の意思決定の適法性、効率性、妥当性を高めるため、独立性のある社外取締役を選任する。
経営上重要な業務執行については、意思決定を適切に行うべく、当社の取締役会決議で決定することとし、予め、取締役会付議基準を定めておく。また、当社は経営会議を設置して業務執行に係る事項を審議するほか、一定の事項については、経営会議で審議した後、取締役会において審議するものとする。また、当社においては監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を監査するとともに、適宜各事業場の業務遂行状況も監査する。さらに、社外監査役が半数以上を占める監査役会では、組織的な監査を実現し、適切な監査意見の形成を図り、監査の実効性を高める。
当社の取締役、執行役員、監査役等に対しては、コンプライアンス推進委員会等を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
当社の使用人と子会社の取締役及び使用人に対しては、当社及び子会社のコンプライアンスを徹底するため、特に重要と認められる事項に関しては、各種委員会を設置して、調査、審議、指導、啓蒙活動を行い、違法行為の未然防止を図る。また、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。
財務報告に係る内部統制体制に関しては、会計処理において関係法令及び会計基準等を遵守し財務報告の適正性を確保するとともに、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保する。
内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。
当社及び子会社の秘密情報について、適正な管理体制を定め、守秘義務の徹底を図る。
反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特約を契約書等の書面に定めることとする。
個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に努め快適な職場環境を実現する。
国内外の公務員等に対する贈賄行為を規制し適切な贈賄防止体制の構築及び運用を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定めることとし、文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を策定する。
監査役は、所定の文書、規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、且つ、保存及び管理されているかを調査し、必要であると認めるときは、取締役若しくは執行役員又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べなければならないこととする。
内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。
当社及び当社グループを構成する関係会社の秘密情報について、適正な管理体制を定め、守秘義務の徹底を図る。
個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
契約書の管理体制を整備する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行う。新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、当社の取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要に対処策を講じる。
ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び監督機能並びに業務執行機能を分離して取締役会をスリム化する

とともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。子会社は必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。また、子会社代表取締役の決定事項のうち報告を要する項目については、その内容を当社管理部署に文書にて報告するものとする。

子会社は、自主独立の精神をもって事業の発展を図り、併せて当社の総合的経営方針及び連結経営体制に則り、セントラル硝子グループ全体の発展を図るものとする。

子会社等の管理の担当部署を置き、子会社管理に関わる規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

子会社と当社が常に緊密な連携のもとに相互に関連する業務を円滑・効率的に遂行するため、当社社長、当社担当役員、当社管理部署事業場長及び子会社代表者の決裁基準を定める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。

(7) 監査役は職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要あると認めるときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならぬこととする。

監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 監査役は職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役は職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。

補助使用人に関して、①監査役は監査体制に照らし、その職務を執行するために必要と認められる補助使用人の員数又は専門性が欠けていると認められる場合、②監査役の指示により補助使用人が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていると認められる場合、③補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合、④補助使用人に関する人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等に対して監査役に同意権が付与されていない場合、⑤監査役会から補助使用人に対する指示の実効性を制限・制約する事象が生じている場合、⑥その他、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。この監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行う。この要請に対して、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役及び執行役員等が業務の執行状況を報告する取締役会に出席しその報告を聞くほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。

取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

監査役は、取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の強化に努めるものとする。

監査役への報告体制について、①取締役会以外で監査役が出席する必要がある重要な会議等について、監査役の出席機会を確保する措置が講じられていない場合、②監査役が出席しない会議等について、その付議資料、議事録等の資料が監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合、③業務執行の意思決定に関する稟議資料その他重要な書類が、監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合、④代表取締役等、内部監査部門又は内部統制部門が監査役に対して定期的に報告すべき事項が報告されていない場合、⑤上記④の報告事項以外で、代表取締役等、内部監査部門又は内部統制部門が監査役に対して適時に報告すべき事項が報告されていない場合、⑥会社に置かれている内部通報システムについて、監査役に当該システムから提供されるべき情報が適時に報告されていない場合、⑦監査役に報告をした者又は内部通報システムに情報を提供した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されていない場合のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。この監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行い、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

(10) 監査役に報告した取締役及び使用者並びに子会社の取締役、監査役、使用者又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告した取締役、執行役員及び使用者並びに子会社の取締役、監査役、使用者又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。但し、報告者は虚偽の報告及び不正の目的の報告を行ってはならない。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。尚、監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

(12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもつなど、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役職務の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深める。また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と密接な連携を保ち、効率的な監査を実施し、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を要求することができる。

監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な連携を保つほか、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求める。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

基本理念と基本方針で構成される「企業理念」を平成27年3月に明文化し、これを実現し続けるため「セントラル硝子グループ行動規範」を同年6月に改正した。

コンプライアンス遵守の推進及び特に重要と認められるリスクの管理については規程を制定し各種委員会または各事業部門および管理部門が調査、審議、指導、啓蒙活動を行い、違法行為の未然防止を図っている。具体的には、当社の社員を対象にコンプライアンス教育を実施し、法令順守の更なる意識向上を図っている。また、反社会的勢力に対する取組みとして新規及び更新する契約書には契約当事者が暴力団員等と関係を有することが判明したときは何らの催告を要せず契約を解除できる旨の条項を設けている。

営業秘密については「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書保存管理規程」、入社時及び役員就任時の「誓約書」により秘密情報の保護管理を徹底している。インサイダー取引規制については「内部情報及び内部者取引規制に関する規則」を金融商品取引法等の改正に基づき改正し、内部情報の管理を徹底するとともに、内部情報に基づく取引及び内部情報に基づく取引推奨を禁止し、当社の株式等を売買する場合は事前申請し許可を得なければならない事としている。

ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう「ソーシャルメディア利用規程」を制定し注意喚起を図っている。

個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）については「個人情報保護方針」「外部個人情報管理規程」及び「個人情報管理規程」の周知徹底、並びに「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報等取扱規程」に基づく安全管理体制を構築している。

契約書管理システム構築により契約書保存のバックアップ及び期日管理の整備を図っている。

既存のセクハラ防止規程およびパワハラ防止規程を統合してハラスメント防止規程を新設し、セクハラ・パワハラのみならずマタハラや育児休業・介護休業対象者に関するハラスメントの定義や禁止事項を明記することにより、従業員の責務としてハラスメントのない職場環境を作ることに取り組んでいる。

国内外の公務員等に対する贈賄行為を規制し適切な贈賄防止体制の構築のため「贈賄防止規程」を制定し原則利益供与を行ってはならないこととし必要ある場合は利益供与を行う場合には事前承認手続を要することとしている。

監査役会は、常勤監査役2名及び一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備え且つ専門分野における有識者として当社の経営に生かしていける経験・識見を備えた者で構成され監査機能が実効的に行われるよう機関設計している。具体的には、監査役は、代表取締役との意思疎通を図るべく、会社が対処すべき課題や取り巻くリスク、監査状況等について意見交換を行う定期ミーティングを開催している他、各取締役と面談し善管注意義務、内部統制システムの構築・運用義務、競業禁止義務等の法令遵守状況の確認及び職務執行状況に関する意見交換を行っている。内部監査部門である監査部とは毎月監査部担当役員も同席した定期会合を行い、監査実施状況、内部統制監査の進捗等について報告し、意見交換を行っている。会計監査人からは年間監査計画、四半期レビュー、期末監査、財務報告内部統制に係る監査等について随時、説明、報告を受けるとともに意見交換を行って相互の連携を図っている。その他、会計監査人の解任又は不再任の決定方針を定める他、選任及び再任並びに監査報酬の同意について各種事項を確認評価し当社の監査に対応した相応の水準を有しているか否かを判断している。

会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記(3)①に定義されます。以下、同じとします。）の中には、(i)買取の目的や買取後の経営方針等に鑑み、株主の皆様のご共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすもの、(ii)株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するもの、(iii)当社取締役会が、大規模買付者（下記(3)①に定義されます。以下、同じとします。）が提示する買取提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、(iv)株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、(v)買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様に戻元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々におさえ頂くことと原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ガラス繊維、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成品事業から構成されており、当社の経営には、昭和11年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買取等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進めるとともに、基幹事業における構造改革の推進、研究開発及び技術開発の強化、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となつてまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記①のとおり基本方針を策定いたしました。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記②のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

① 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「ものづくりで築くより良い未来」 「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、その実現に向けて進むべき方向性を具体的に定めた基本方針と合わせて、企業理念として掲げております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実な基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、ガラス、化成品事業をコアビジネスとして、その事業基盤の強化を図るとともに、当社が保有する独創的な技術を通じて、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率化を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長事業への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。また、レスポンス・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

(b) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、平成26年度を初年度とする中期経営計画を策定しており、その基本方針および基本戦略は以下の通りです。

基本方針

事業基盤の強化と独創的な技術を通じて新たな成長へ

基本戦略

- (i) 「環境・エネルギー、ライフサイエンス、快適な生活」をキーワードとした成長事業への積極的な投資による収益拡大
- (ii) ベース事業の構造改革の推進
- (iii) 積極的な海外展開とグループ経営の基盤強化
- (iv) 10年先をも睨んだ研究開発体制の強化

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

(a) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができ、効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

(b) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担っております。

そして、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を平成18年5月15日開催の当社取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、下記に例示しております項目につき一部改正を随時行っており、適切な運用に努めております。

- ・反社会的勢力の排除
- ・社外取締役の選任
- ・内部通報制度の拡充
- ・秘密情報の適正な管理体制の構築
- ・金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制
- ・ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や予想外のトラブルに巻き込まれない未然防止体制
- ・会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備
- ・個人情報保護の遵守
- ・セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等各種ハラスメントの防止
- ・マイナンバーの適正な取扱いの確保
- ・契約書管理の整備
- ・贈賄防止体制の構築

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成28年5月20日開催の当社取締役会において、概ね下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することに関して決議を行い、あわせて本対応方針の導入に関する承認議案を同年6月29日開催の当社第102回定時株主総会に提出することを社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により決定し、また、本対応方針の導入については同定時株主総会において株主の皆様への承認を得ております。なお、上記の取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ <http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=announcement&sid=30720&code=4044> をご参照下さい。

記

① 本対応方針の対象となる行為

本対応方針は、株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為等（但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を以下、「大規模買付者」といいます。）を対象としております。

② 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役社長執行役員宛に、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨等を記載した意向表明書（大規模買付者が法人又は組合の場合には、代表者の資格証明書を含みます。）及び添付書面（商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明するに足りる書面（外国語の場合には、日本語訳を含みます。））を提出して頂きます。

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

上記(a)の意向表明書をご提出頂いた場合、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出して頂いた日から10営業日以内に、大規模買付行為の目的、方法及び内容等の当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送しますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者から当初提供して頂いた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下、「意見形成」といいます。）、若しくは代替案を立案して（以下、「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示すること、又は、特別委員会が下記③(a)に定める勧告を行うことが困難であると当社取締役会が必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための合理的な期間（大規模買付情報リストを発送した日から60日以内（初日不算入）とします。以下、「追加情報提供期間」といいます。）を定め、当該追加情報提供期間及び当該追加情報提供期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示した上で、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合、又は追加情報提供期間が満了した場合には、当社は、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適時且つ適切に開示します。

さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）を適時且つ適切に開示します。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。かかる評価、検討及び意見形成の結果については、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に開示します。また、当社取締役会が立案した代替案については、株主の皆様にも提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記③(a)に定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（但し、延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適時且つ適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応方針に別段の定めがない限り、取締役会評価期間の経過後のみ開始することができるものとします。なお、株主意識確認総会（下記③(a)に定義されます。）を招集する場合については、下記③(c)をご参照下さい。

③ 対抗措置の発動・不発動等

(a) 特別委員会の勧告

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反し、且つ、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する(i)対抗措置の発動、又は、(ii)対抗措置の発動の是非について株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下、「株主意識確認総会」といいます。）の招集を勧告します。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、株主意識確認総会の招集を勧告することができるものとします。また、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合や、大規模買付者の提案する買収の方法が二段階買付け等の強圧的な方法による買収である場合等の当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告することができるものとします。

(b) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意識確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

(c) 株主意識確認総会の招集

当社取締役会は、(i)特別委員会が株主意識確認総会を招集することを勧告した場合、又は、(ii)特別委員会から対抗措置の発動若しくは不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置の発動若しくは不発動の決議を行わず、株主意識確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。当社取締役会は、株主意識確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かの判断について、当該株主意識確認総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意識確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意識確認総会最終時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(d) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的且つ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、株主共同の利益の向上を目的として、上記(2)の取組みを行っております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、株主共同の利益を毀損する当社株式の大規模買付行為は困難になるものと考えられます。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為に関する必要な情報の提供とその内容の考慮・検討のための期間の確保を要請に応じない大規模買付者、及び、株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている大規模買付者に対して、対抗措置を発動することができることとしております。従いまして、上記(3)の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の考慮・検討のための期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意識の重視（株主総会決議による導入、株主意識確認総会の招集及びサンセット条項）、合理的な客観要件の設定、特別委員会の設置等、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々

な制度及び手続が確保されております。

従いまして、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社	27社
主要な連結子会社の名称	セントラル化成㈱ 他26社
異動の状況	①新規連結 1社 ・重要性による非連結子会社からの異動 1社 宇部商事㈱ (旧宇部デリバリー)
	②連結除外 1社 ・吸収合併による除外 1社

非連結子会社であった宇部デリバリーを存続会社、連結子会社であった宇部商事㈱を消滅会社として吸収合併し、商号は宇部商事㈱としております。

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社	15社
主要な非連結子会社の名称	信徳(張家港)光電科技有限公司 他14社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の会社間取引等消去後の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

関連会社	7社
主要な関連会社の名称	聖戈班中硝安全玻璃(青島)有限公司 他6社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

非連結子会社	15社
主要な非連結子会社の名称	信徳(張家港)光電科技有限公司 他14社
関連会社	11社
主要な関連会社の名称	宇部アンモニア工業㈱ 他10社
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、セントラルガラスヨーロッパ Ltd. 他14社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	
その他有価証券	
時価のあるもの……………	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法(一部連結子会社は総平均法)により算定)
時価のないもの……………	移動平均法による原価法(一部連結子会社は総平均法による原価法)
② デリバティブ……………	時価法
③ たな卸資産……………	主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………	定額法
(リース資産を除く)	なお、耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～22年
② リース資産……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。ただし、一部連結子会社は支給実績に基づく支給見込額を計上する方法によりしております。
- ③ 役員退職慰労引当金…………… 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
なお、当社（セントラル硝子㈱）は第92回定時株主総会（平成18年6月29日開催）の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しましたが、旧制度による支給額が退職時まで確定しないため引当金として表示しております。
ガラス熔解炉等の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼働期間を勘案して計上しております。
- ④ 特別修繕引当金…………… 事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。
- ⑤ 事業構造改善引当金…………… ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
- ⑥ 環境対策引当金……………

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によりしております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ハ. 小規模企業などにおける簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ② 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によりしております。
 - ③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産・負債・収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
 - ④ 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法
原則として、繰延ヘッジ処理によりしております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によりしております。
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。
 - a. ヘッジ手段：コモディティ・スワップ取引
ヘッジ対象：燃料油
 - b. ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
 - ハ. ヘッジ方針
債権債務、実需の範囲内での取引に限定し、将来の金利・為替・商品価格等の変動リスク回避のためのヘッジを目的としており、投機目的の取引は行っておりません。
 - ニ. ヘッジ有効性の評価
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、発生原因に応じて20年以内での定額法による償却を行っております。ただし、金額が僅少な
のれんについては一括償却しております。
- ⑥ 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。

- ⑦ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

II 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	214,879,975	—	—	214,879,975

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年5月20日 取締役会	普通株式	1,033	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月8日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	1,228	6.00	平成28年9月30日	平成28年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年5月26日 取締役会	普通株式	1,023	利益剰余金	5.00	平成29年3月31日	平成29年6月8日

III 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使用は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
(1) 現金及び預金	31,342	31,342	—
(2) 受取手形及び売掛金	49,439	49,439	—
(3) 投資有価証券	49,612	49,612	—
(4) 支払手形及び買掛金	(19,122)	(19,122)	—
(5) 短期借入金	(21,159)	(21,159)	—
(6) 1年内償還予定の社債	(10,000)	(10,000)	—
(7) 社債	(20,400)	(20,525)	(125)
(8) 長期借入金	(21,913)	(21,919)	(6)
(9) デリバティブ取引(※2)	6	6	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 1年内償還予定の社債
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (8) 長期借入金
長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
なお、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額9,491百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

IV 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の物流倉庫、賃貸用の商業施設(土地含む)及び遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
3,142	8,706

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件につきましては、社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)、その他の重要性の乏しい物件につきましては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価とみなしております。

V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 831円23銭
2. 1株当たり当期純利益金額 52円20銭

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

VII その他

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。
これによる連結計算書類に与える影響はありません。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法
 その他有価証券
 時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 移動平均法による原価法
 時価のないもの…………… 時価法
 (2) デリバティブ…………… 時価法
 (3) たな卸資産…………… 移動平均法による原価法
 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産…………… 定額法
 なお、耐用年数は次のとおりです。
 建物 3～60年
 機械及び装置 4～22年
- (2) 無形固定資産
 ソフトウェア（自社利用分）…………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 ソフトウェア（自社利用分）
 以外の無形固定資産…………… 定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (4) 役員退職慰労引当金…………… 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 なお、第92回定時株主総会（平成18年6月29日開催）の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しましたが、旧制度による支給額が退任時まで確定しないため引当金として表示しております。
- (5) 特別修繕引当金…………… ガラス熔解炉等板ガラス製造設備の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼動期間を勘案して計上しております。
- (6) 事業構造改善引当金…………… 事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。
- (7) 環境対策引当金…………… ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法
原則として、繰延ヘッジ処理によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- (3) 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 保証債務

銀行借入等に対する連帯保証債務	
セントラルガラスアメリカ, Inc.	16,339百万円
その他(5件)	1,735百万円
合計	<u>18,074百万円</u>

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	23,695百万円
長期金銭債権	1,140百万円
短期金銭債務	11,543百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	39,996百万円
仕入高	16,971百万円
営業取引以外の取引高	1,679百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,179,008株
------	-------------

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,157百万円
特別修繕引当金	1,468百万円
事業構造改善引当金	931百万円
減損損失	1,307百万円
その他	1,836百万円
繰延税金資産小計	<u>6,701百万円</u>
評価性引当額	<u>△977百万円</u>
繰延税金資産合計	5,723百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,874百万円
その他	△440百万円
繰延税金負債合計	<u>△11,314百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>△5,590百万円</u>

VI 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セントラル硝子販売㈱	直接100%	製品の販売	製品の販売 (注1)	14,034	売掛金	5,267
	セントラル・サンゴバン㈱	直接65%	製品の販売	製品の販売 (注1)	19,022	売掛金	5,904
	セントラル化成㈱	直接100%	製品の購入	資金の貸付 (注2)	3,010	短期貸付金	4,245
						長期貸付金	720
	セントラルガラスアメリカ, Inc.	直接100%	—	債務保証 (注3)	16,339	—	—

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 資金の貸付は、当社グループ会社間の資金貸付に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額については、期中の平均残高を記載しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 債務保証は、金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っているものであります。

VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	749円47銭
2. 1株当たり当期純利益金額	45円41銭

VIII 重要な後発事象

該当事項はありません。

IX その他

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。